

子ども・子育て支援施策の実績報告書（令和 6 年度分）

逗子市教育部子育て支援課



令和 7 年度より、逗子市こども計画（第 3 期逗子市子ども・子育て支援事業計画）を実施しています。この計画は、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 か年の計画です。令和 5 年度こども基本法が施行され、子ども・子育て支援事業計画を包含し、市町村こども計画の制定が努力義務となり、今回逗子市こども計画制定となりました。こども計画は、30 歳未満の全てのこども・若者とその家族及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭を対象としています。

この報告書は、各年度における進捗管理を行うため、各年度の実績を取りまとめたものです。

1 幼児期の教育・保育

量の見込みと確保策について

ニーズ調査の結果を踏まえ、計画期間が終了する令和 6 年度までに待機児童を解消する定員数の施設整備を終えるよう計画しました。確保量の設定にあたっては、1 歳以上は潜在的なニーズを踏まえて精査しました。なお、3 歳未満のニーズは他の年齢層に比較し突出して利用希望が多かったため、様々な子育て支援施策の拡充を図り、子育てしやすいまちづくりを推進することを前提として、近年の保育施設の利用申込み状況やニーズ調査の結果、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな保育認定制度の創設等を踏まえ、補正を行っています。

確保の方策としては、市内既存私立幼稚園の認定こども園への移行支援や幼稚園の預かり保育の活用を行うほか、更に不足する 3 歳未満児の保育ニーズについては、短期的な整備が可能であることや、既存施設の活用が期待できること、多様な保育形態で計画することが望ましいことから、小規模保育施設で確保すること等を柱として計画しています。なお、算出にあたっては、保護者の労働時間を月 64 時間以上で算出しています。

令和2年度	1号	2号		3号（保育が必要）		
	3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人）	1,370		354	391	367	
② 需要率（%）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）	586	122	614	79	172	164
④ 確保 策 （人）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	137	522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0	0	3	24	27
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708	588	66	136	177
過不足分（⑤－③）（人）	0	-26	-13	-36	13	

令和2年度実績

令和2年度 （実績）	1号	2号		3号（保育が必要）		
	3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人） R2.4.1現在	1,369		329	402	345	
② 需要率（%） 計画値	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）	586	122	613	73	177	155
④ 確保 量 （人）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	201	503	46	129	142
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	535	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0	0	5	31	23
	企業主導型保育施設	0	19	6	15	11
	上記以外	0	66	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	736	588	57	175	176
過不足分（⑤－③）（人）	28	-25	-16	-2	21	

令和3年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,294			345	381	418
② 需要率 (%)		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量 (①×②) (人)		554	115	580	77	168	187
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	3	33	37
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	708		588	66	145	187
過不足分 (⑤-③) (人)		39		8	-11	-23	0

令和3年度実績

令和3年度 (実績)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,265			320	350	408
② 需要率 (%)		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量 (①×②) (人)		541	113	567	71	154	183
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	180		504	54	137	163
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	454		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	4	18	29
	企業主導型保育施設	0		16	5	8	11
	上記以外	0		66	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	634		586	63	163	203
過不足分 (⑤-③) (人)		-20		19	-8	9	20

令和4年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,283			336	372	408
② 需要率 (%)		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ 二一ズ量 (①×②) (人)		549	114	575	75	164	183
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	708		588	66	154	197
過不足分 (⑤-③) (人)		45		13	-9	-10	14

令和4年度実績

令和4年度 (実績)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,239			333	325	359
② 需要率 (%)		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ 二一ズ量 (①×②) (人)		530	110	555	74	143	161
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	300		495	57	126	152
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	306		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	11	21	22
	企業主導型保育施設	0		23	8	11	9
	上記以外	0		73	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	606		591	76	158	183
過不足分 (⑤-③) (人)		-35		36	2	15	22

令和5年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
	教育希望	教育希望が強い	左記以外			
② 児童人口 (人)	1,279			328	362	398
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ 二一ズ量 (①×②) (人)	547	114	573	73	159	178
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137	522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	708	588	66	154	197
過不足分 (⑤-③) (人)	47	15	-7	-5	19	

令和5年度実績

令和5年度 (実績)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
	教育希望	教育希望が強い	左記以外			
② 児童人口 (人)	1,182			294	357	338
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ 二一ズ量 (①×②) (人)	506	105	530	65	157	151
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	380	470	53	129	139
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	199	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	7	38	30
	企業主導型保育施設	0	15	7	13	7
	上記以外	0	93	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	579	578	67	180	176
過不足分 (⑤-③) (人)	-32	48	2	23	25	

令和6年度 (計画)	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
③ 児童人口 (人)	1314			320	353	388
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
④ ニーズ量 (①×②) (人)	562	117	589	71	155	174
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137	552	64	113	150
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	708	618	71	160	203
過不足分 (⑤-③) (人)	29	29	0	5	29	

令和6年度実績

令和6年度	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,147			264	307	358
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量 (①×②) (人)	491	102	514	59	135	160
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	441	468	45	124	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	95	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	6	33	39
	企業主導型保育施設	0	14	6	9	12
	上記以外	0	93	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	536	575	57	166	195
過不足分 (⑤-③) (人)	-57	61	-2	31	35	

令和6年度の実施状況

- ・令和6年度から御国幼稚園が新制度の幼稚園に移行し、また第二逗子幼稚園が閉園したため、従来制度の幼稚園の人数が減少し、特定教育・保育施設の数が増加しました。
- ・令和6年4月1日現在の待機児童数は6人。

2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の13事業を実施することが定められているものです。(子ども・子育て支援法第59条)

【地域子ども・子育て支援事業 (13事業)】

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦に対する健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 病児保育事業、
- (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (11) 放課後児童クラブ事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、量の見込み及び確保方策を作成する事業の対象外となっています。

(1) 利用者支援事業

① 事業概要

妊娠中の方や子どもがいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

② 量の見込と確保方策及び実績

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かい利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置（1か所）します。また、市内保育所の空き状況などを把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置（1か所）。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

窓口や電話での問い合わせに、わかりやすく丁寧な対応を心掛けました。

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、アンケート調査から算出した子育て支援センター利用希望年間延べ人数です。確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場2か所への巡回相談、池子ほっとスペースの、合わせて4か所を計画として位置付けるとともに、市内4か所に設置している「ほっとスペース」の利用者もいることから、これを合わせると確保可能人数はほぼ見込み量と同等人数が見込まれるため、現状維持を確保します。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人年)	31,805人	31,614人	29,759人	28,783人	28,190人
確保方策(箇所)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
実績(人年)	12,512人	18,493人	21,816人	25,270人	23,479人

[個々の実績]

子育て支援センター

区分	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
2年度	896組	面接 703組	来所者 42人	来所者 80人
	1,947人	電話 37件	相談件数 20件	相談件数 32件
3年度	2,482組	面接 1,710組	来所者 112人	来所者 196人
	5,356人	電話 17件	相談件数 50件	相談件数 88件
4年度	2,805組	面接 1,538組	来所者 124人	来所者 287人
	5,924人	電話 16件	相談件数 38件	相談件数 98件
5年度	3,893組	面接 1,660組	来所者 186人	来所者 464人
	8,368人	電話 8件	相談件数 66件	相談件数 128件

6年度	4,203組	面接	1,615組	来所者	195人	来所者	248人
	8,992人	電話	13件	相談件数	62件	相談件数	80件

ほっとスペース

区分	池子ほっとスペース	その他ほっとスペース（4か所）
2年度 来所者数	8,606人	1,837人
3年度 来所者数	10,361人	2,776人
4年度 来所者数	13,828人	2,064人
5年度 来所者数	14,513人	2,389人
6年度 来所者数	12,216人	1,621人

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

令和4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大防止策として予約制及び人数制限をおこなっていましたが、令和5年度より予約を不要とし、人数制限を解除しました。

新型コロナウイルス感染症での影響は年々弱まり、来所者は増加傾向にあります。

(3) 妊産婦に対する健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、次の妊婦に対する健康診査を行う。

- (1) 健康状態の把握
- (2) 検査計測
- (3) 保健指導

妊娠期間中・出産後の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠届出時に、母子健康手帳と一緒に全 14 回分の妊産婦健康診査補助券(1 万 2 千円分 1 回、5 千円分 13 回の妊婦健診補助券と 5 千円分 2 回の産後健診補助券) を妊婦へ給付しています。

また、里帰り等で県外や補助券が使用出来ない医療機関を利用する場合などは、出産後申請により健診費用の償還払いを実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、5 千円の妊婦健診補助券を 5 回分追加給付しています(全 19 回)。令和元年度から産後ケア事業を開始したことで妊婦の不安解消に努めています。また、令和 5 年度からは、出産後の新生児に対する聴覚検査 (OAE/AABR) への補助も開始しました。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成 30 年度実績 (4,530 件) をもとに、子どもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです (年間延べ受診回数)。

確保方策については、検査項目 13 は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

区分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
量の見込 (件)	4,417	4,307	4,195	4,094	3,996	
確保 方策	実施場所	-----	-----	-----	-----	
	実施体制	-----	-----	-----	-----	
	検査項目	13	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----	-----
実績 (件)	5,145	4,793	4,388	3,681	3,521	

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

③ 6 年度の実施状況・反省点・問題点など

出生数は減少傾向にあり、延べ受診回数も減少傾向にあります。また、妊娠中の転出入者が多いため、利用継続がしやすいよう、利用方法の説明や償還払い等を実施しています。

問題点としては、補助額、補助内容は徐々に充実させて入るものの、補助額が実際の費用に比し不足しているため、妊婦に一定額の出費が発生する状況になっています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後4カ月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後4カ月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成30年度実績(328人)をもとに子どもの数の推計値から算出しています。

確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)		320	312	304	297	230
確保 方策	実施体制(人)	10	10	10	10	10
	実施機関	1	1	1	1	1
実績(訪問数/出生数他*)		276/325	324/348	297/323	258/273	222/230

※訪問対象者は、4か月未満の新生児・乳児を言う。その為*分母に出生数に加え4か月児未満の転入新生児・乳児が加わっているため、分母が純粋な出生数よりも多い数となっている。

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

実施状況

訪問の実施率が100%に達しなかった理由としては、訪問日程調整のための連絡が繋がらなかったことや長期里帰り中や他市町村への転出で訪問の希望が無かったこと等が挙げられます。今後は、里帰り先や転出先での市町村の訪問をこれまで以上に促していきます。

改善点

- ・令和6年度より情報を1冊にまとめた子育てガイドの作成・配付を開始しました。今後も継続していきます(年度毎に更新)。
- ・対象者の状況やニーズに合わせて訪問だけでなく集団指導等他の手段も取り入れ対応します。
例) 令和6年度より産後1～3か月頃を対象とした教室(パパママ準備クラス Fourth Step)の開始。
- ・本事業の訪問だけでなく、居住年数の少ない家族には主任児童委員(民生委員の中で児童福祉に関することを専門に担当)えがおサポート訪問や地域のサロンにつなげる等、他部署・他機関との連携を強化し、家族の孤立予防に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、その他専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成 26 年度実績（年間延べ件数 1 世帯 20 件）をもとに、算出しています。平成 27 年度以降の実績はありませんが、支援の必要性がある場合は必要に応じて対応します。

確保方策については、市職員 4 人による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

区分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込（人）		20	20	20	20	20
確保 方策	実施体制（人）	4	4	4	4	3
	実施機関	1	1	1	1	1
	委託団体等	0	0	0	0	0
実績（人）		0	0	0	0	0

③ 6 年度の実施状況・反省点・問題点など

対象となる事例はありませんでした。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込と確保方策及び実績

現在は実績がなく、児童相談所での一時保護等での対応としていますが、今後の必要性に応じて近隣市町の児童養護施設との連携を含め幅広い対応を検討していきます。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人/年)		-	-	-	-	-
確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	-	-	-	-	-
実績(人/年)		0	0	0	0	0

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

対象となる事例はありませんでした。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

* この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込と確保方策については、ファミリーサポートセンター事業の小学生の実績を基に、小学生の人口、ファミリーサポートセンターへの加入数と利用件数を算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)	716	715	714	712	693
確保方策 (支援会員数) (人)	428	430	435	440	443
実績(人)	309	480	535	622	455
支援会員・両方 会員数の合計 (人)	427	434	442	415	423

区分	依頼会員 (人)	支援会員 (人)	両方会員 (人)	活動件数 (件)	活動時間数 (時間)
3年度	1,275	245	189	2,565	4,812
4年度	1,274	252	190	3,038	5,143
5年度	1,285	230	185	2,400	4,093
6年度	1,310	231	192	1,683	3,115

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

利用者のニーズも多様となっているためマッチングに苦慮しています。(例：車での送迎希望者が増えているのに対し、運転ができる支援会員が少ない。)引き続き支援会員数を増やすよう努めます。

また、病児・病後児預かりは、新型コロナウイルス感染症の影響による支援会員の慎重な考えは継続しており以前休止中ですが、病後児再開に向けて検討を続けています。

(8) 一時預かり事業

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間（1日4時間が標準）の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育します。

② 量の見込と確保方策及び実績

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の給付対象となることを踏まえ、ニーズ調査を行っています。長期休業日の預かり等、保育ニーズへの対応を幼稚園と協議しながら進めると共に、1号認定のお子さんの必要性も勘案しながら、限られた各園のキャパシティを最大限有効に活用できるよう、各園の協力を得ながら調整していきます。

確保方策については、幼稚園による一時預かり事業は、各幼稚園の事業計画に位置付けられているため、1号認定による利用見込み量は、各園を支援することで対応していきます。2号認定による利用は、保育ニーズとして位置付け、計画上の位置付けに関わらず、各幼稚園の事業展開を支援します。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込	1号認定による利用	6,150	5,812	5,762	5,357	5,897
	2号認定による利用	28,113	26,567	26,339	24,493	26,958
確保方策（一時預かり事業）		34,263	32,379	32,101	29,850	32,855
実績	1号認定による利用	3,368	4,687	4,489	5,918	4,710
	2号認定による利用	3,847	2,832	5,668	7,591	9,599
	合計	7,215	7,519	10,157	13,509	13,384

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

量の見込みを大幅に下回っているものの、幼稚園に通わせながら就労等を希望する保護者は年々増加しています。

- ◆ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動事業（病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

① 事業概要 <幼稚園型を除く>

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【事業形態】保育所による一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

* トワイライトステイは、本市では実施予定はありません。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、アンケート調査の結果より算出しています。

確保方策については、一時預かり事業では保育所で可能な一時預かりの人数を基に算出しています。

子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

本市ではトワイライトステイについて実施予定がないため確保方策の記載はありません。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		6,273	6,395	6,234	5,415	5,982
確保方策	一時預かり事業（在園対象型を除く）	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440
	子育て援助活動事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,833	1,955	1,803	975	1,542
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	-----	-----	-----	-----	-----
実績	一時預かり事業（在園対象型を除く）	128	63	282	193	132
	子育て援助活動事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,246	1,275	1,274	1,285	1,310
	合計	1,374	1,338	1,556	1,478	1,442

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

保育所での一時預かり事業は、利用児童者数が減少傾向にあります。これは、保育所等が希望通りに利用できる環境が整ったことなどが考えられます。

子育て援助活動事業は、減少を見込んでいましたが、実績は連続して微増傾向にあります。ニーズに合う支援会員の確保が引き続き課題です。

(9) 延長保育事業

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、延長保育を行う園の実施箇所数について記載しています。

(単位:人/日)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		228	224	220	217	218
確保 方策	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	実施箇所数	9	9	9	9	10
実績	利用人数	575	391	374	380	405
	実施箇所数	9	9	9	9	9

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

新型コロナウイルス感染症の流行の終息に伴い、テレワークが減少し通勤する保護者が増加していることで、延長保育のニーズが増加していると思われます。

(10) 病児・病後児保育事業

① 事業概要

この事業は多くの自治体で病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業として実施されています。本市においては、ファミリーサポートセンター事業のなかで子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）で病児・病後児を預かる事業として実施しています。

② 量の見込と確保方策及び実績

平成26年度よりファミリーサポートセンター事業で病児・病後児預かりを開始しました。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。

病児・病後児対応の支援会員数を増やすことで利用者の要望に応じていきます。加えて新たに病児・病後児保育事業は、広域での設置を検討し、令和6年度からの受け入れを目指します。

区分			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込			497	497	497	497	497
確保 方策	病児・病後児保育事業	人/年	-----	-----	-----	480	480
		確保数 (箇所)	-----	-----	-----	1	1
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	人/年	10	10	10	10	10
実績	病児・病後児保育事業	人/年	-----	-----	-----	0	0
		確保数 (箇所)	-----	-----	-----	0	0
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	人/年	0	0	0	0	0

※ 病児・病後児保育事業は、広域での実施を想定し、1日2人、年間240日開所することを目安。

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

新型コロナウイルス感染症の影響による支援会員の慎重な考えは継続しており、令和4年度に引き続き活動を休止していますが、病後児の再開に向けて検討を続けています。

(11) 放課後児童クラブ事業

① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に1箇所ずつ整備し、5箇所あります。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成30年度の小学校別在校生数に人口構成の変化率を掛けて各年度の在校生数を求め、在校生対象ニーズ調査を踏まえた利用希望率を掛けて量の見込みを算出しています。

確保方策については、各学校区に1か所の実施を今後も継続していきます。待機児童が発生したときに長時間の利用が必要等の必要度の高い学校区については、放課後こども総合プランを踏まえて更なる既存事業の活用に加え、国庫補助の枠組みによる運営費助成事業の展開を図ります。なお、既存の5施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後こども総合プランにおける連携型として実施します。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業として主に遊びの場として位置付け、土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日全校で実施済です。)放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後7時まで延長して開所しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法など】

プログラムの企画は内容や実施日等について、現在各校で実施している、放課後児童クラブとふれあいスクールと小学校の連携会議の場を活用し、連携して実施します。

実施に当たっては、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施することとします。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について毎年協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施手法、学校や教育委員会との連携手法等については、総合教育会議等を活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

一体型の放課後児童クラブについては、小学校の余裕教室の発生状況を踏まえ、設定が可能な場合に本計画に位置付けることを検討します。

放課後児童クラブの事業目標

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み (人)	低学年	275	276	277	276	259
	高学年	163	162	161	161	162
	計	438	438	438	437	421
確保方策	公設民営	5	5	5	5	5
	補助型	1	2	3	3	3
	計	6	7	8	8	8
実績 (人)	低学年	315	312	345	347	363
	高学年	88	53	72	77	84
	計	403	365	417	424	447
実績 (実施数)	公設民営	5	5	5	5	5
	補助型	1	1	1	1	1
	計	6	6	6	6	6

ふれあいスクール（放課後子ども教室）

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5
実績（実施数）		5	5	5	5	5

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

待機児童は逗子小学校 10 名、小坪小学校 1 名、池子小学校 1 名の計 12 名。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。

② 事業実施の方向性

国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位：円)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実費徴収に係る補足給付を行う事業	日用品・文房具費等	2,649 (延べ2人)	4,985 (延べ2人)	0	8,260 (延べ2人)	13,320 (延べ2人)
	副食材料費(施設等利用給付認定保護者)	361,050 (延べ251人)	423,024 (延べ277人)	428,733 (延べ308人)	384,234 (延べ209人)	26,400 (延べ18人)
	計	363,699	428,009	428,733	392,494	39,720

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

対象児童が多く在園していた園の閉園等により、減少しています。

(13) 多様な集団活動事業の利用支援を行う事業

① 事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。令和4年度から今まで補助のなかった対象施設の利用者に対し、助成する事業となりました。

② 事業実施の方向性

本市の状況を勘案し調査研究したうえで、事業の必要性も含めて検討していましたが、国・県の補助を活用し、令和4年度から助成事業を行い始めました。

多様な集団活動事業の利用支援を行う事業

区分	4年度	5年度	6年度
対象施設数（市外）	1	4	2
対象者数	2	13	10

③ 6年度の実施状況・反省点・問題点など

以上のとおり実施しました。

2024年度（令和6年度）逗子市地域福祉計画進行管理表

資料2

【第4章第2節福祉分野の個別計画施策体系】

所管名： 子育て支援課

計画名	逗子市子ども・子育て支援事業計画
取り組みの方向	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち
具体的施策	① 妊娠前からの子育ての相談・支援の充実

【数値目標：2029年度（令和11年度）】

保健師及び助産師が、乳児がいるすべての家庭を訪問し、相談に応じている。



【現状：2024年度（令和6年度末）】

対象児：230人
訪問実施：222人
実施率：96.52%

【2024年度の取り組み実績】

事業名	赤ちゃん訪問事業	事業費（2024年度実績額）	2,296,374 円
<p>本訪問事業は、産院での2週間健診、1か月児健診の後に、子育て支援課子育て支援係の助産師・保健師等専門職が訪問に行っています。その後、特に転入者や地縁の無い家族に対して、主任児童委員が訪問するえがお訪問をご案内しています。社会資源も一緒にご案内することで、相談しやすい、地域とつながりやすい、孤立しない子育て支援を目指しています。希望があれば、里帰り先への訪問依頼や、逗子への里帰り産婦・赤ちゃんの訪問も実施しています。</p>			

【懇話会の意見】

【自己評価】

訪問の実施率が100%に達しなかった理由としては、訪問日程調整のための連絡が繋がらなかったことや長期里帰り中や他市町村への転出で訪問の希望が無かったこと等が挙げられる。今後は、里帰り先や転出先での市町村の訪問をこれまで以上に促していく。

【課題の分析と今後のアプローチ】

・ 妊娠期から産後の支援強化として経済的支援と伴走型支援（専門職の継続的支援）を並行して実施。
 ・ 情報を1冊にまとめた子育てガイドの作成・配付を継続（年度毎に更新）。
 ・ 対象者の状況やニーズに合わせて訪問だけでなく集団指導等他の手段も取り入れ対応。
 例）令和6年度より産後1～3か月頃を対象とした教室（パパママ準備クラスFourth Step）の開始。
 ・ 本事業の訪問だけでなく、居住年数の少ない家族には主任児童委員（民生委員の中で児童福祉に関することを専門に担当）えがおサポート訪問や地域のサロンにつなげる等、他部署・他機関との連携を強化し、家族の孤立予防に努める。

2024年度（令和6年度）逗子市地域福祉計画進行管理表

【第4章第2節福祉分野の個別計画施策体系】

所管名： 子育て支援課

計画名	逗子市子ども・子育て支援事業計画
取り組みの方向	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち
具体的施策	② 子育てを支える取り組みの推進

【数値目標：2029年度（令和11年度）】

ファミリーサポートセンターに登録している支援会員（両方会員を含む）の登録人数が550人になっている。



【現状：2024年度（令和6年度末）】

423人（令和5年度末より8人増）

【2024年度の取り組み実績】

事業名	ファミリーサポートセンター運営事業	事業費（2024年度実績額）	10,971,245 円
子育てについて地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざし、子どもの預かりを相互援助活動として行う。 目的：安心して子育てができる環境を整える。 手段：事業者への委託により、子育てについて、地域の人たちがお互いに助け合っていくことをめざして子どもの預かりを行う相互援助活動の仲介、及び支援を行う会員の育成を行う。実績：依頼会員1,310人、支援会員231人、両方会員192人 活動件数1,683件			

【懇話会の意見】

【自己評価】

昨年度からの課題について、課題1つ目として連続した日程の解消があった。支援会員になるためには研修を全て受講する必要があるため、連続した日程だと休みがとれず参加できないとの声が多かった。そのため令和6年度は、連続で6日間にならないように開催をした。
課題2つ目として開催場所へのアクセスの改善があった。以前は体験学習施設スマイルで開催していたが、令和6年度は第1回第2回共に市役所会議室で行った。しかし開催形態以前の問題で、受講者数の確保に課題があり、これらの変更は受講者数には影響していない。

【課題の分析と今後のアプローチ】

受講者が増えない原因として、周知不足と、研修期間の長さが考えられる。
周知方法として、現在は広報誌、広報板、チラシでの周知を行っているが、メルマガへの掲載等、新たな周知方法をとる。またアンケートの声として、いつでも見られるようにオンラインが一部あるとよい、昼をまたがない時間帯がよいなど、受講期間の長さに対する意見があった。そのため、講座時間を工夫する、またオンラインで受講・復習ができるようにするなどの新たなアプローチをとる。

2024年度（令和6年度）逗子市地域福祉計画進行管理表

【第4章第2節福祉分野の個別計画施策体系】

所管名：子育て支援課青少年育成係

計画名	逗子市子ども・子育て支援事業計画
取り組みの方向	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち
具体的施策	④ 子どもたちの居場所づくりの推進

【数値目標：2029年度（令和11年度）】

体験学習施設「スマイル」の主催講座の延べ参加者数が2,000人/年になっている。



【現状：2024年度（令和6年度末）】

1,239名参加（延べ人数）
委託講座 15講座
自主企画講座 37講座

【2024年度の取り組み実績】

事業名	体験学習施設講座等事業	事業費（2024年度実績額）	757,836 円
◎主催講座			
・延べ参加者数 1,239人 52講座			
◎主催イベント			
・スマイルハロウィン 10月27日（日）参加者数 約2,000人 （ワークショップ、スタンプラリー、仮装コンテスト等を実施。）			
事業名		事業費（2024年度実績額）	円

【懇話会の意見】

【自己評価】

2023年度と比較して、講座の延べ参加者数が増加したが、目標の人数には至らなかった。

【課題の分析と今後のアプローチ】

2024年度は、前年度に比べ、参加者数が増加したが、目標には大きく届いていないため、引き続き子どもたちがより参加したいと思える講座を企画していく。

2024年度（令和6年度）逗子市地域福祉計画進行管理表

【第4章第2節福祉分野の個別計画施策体系】

所管名： 保育課

計画名	逗子市子ども・子育て支援事業計画
取り組みの方向	5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち
具体的施策	③ 幅広い保育ニーズに対応できる体制づくり

【数値目標：2029年度（令和11年度）】

保育所等入所待機児童が0人になっている。



【現状：2024年度（令和6年度末）】

6人(令和6年度当初)

【2024年度の取り組み実績】

事業名	利用者支援事業	事業費（2024年度実績額）	5,137,411 円
一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子育て家庭や妊産婦が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設等を円滑に利用できるよう必要な支援を行った。			
・ 保育所等利用者支援員報酬及び手当 5,137,411円			
事業名	民間保育所等運営支援事業	事業費（2024年度実績額）	42,181,110 円
保育士確保の取り組みとして、民間保育所の保育士等の職員の確保に要した費用に対して補助を行った。			
・ 民間保育所人材確保補助 1,510,000円			
事業名	幼児教育・保育無償化給付等事業	事業費（2024年度実績額）	77,739,503 円
幼稚園就園等に係る支援として、幼児教育・保育の無償化による給付を実施した。			
・ 幼稚園（上限25,700円/月） <input checked="" type="checkbox"/> 104人			
・ 認可外/一時預かり保育施設（上限37,000円/月） <input checked="" type="checkbox"/> 2人			
・ 預かり保育事業（1日につき上限450円） <input checked="" type="checkbox"/> 152人			

【懇話会の意見】

【自己評価】

保育所等利用者支援員による適切な情報提供等もあり、待機児童数は前年度より減少した。

【課題の分析と今後のアプローチ】

待機児童がいる一方で、希望入所先と年齢が合わないことから、空きのある保育所等もでてしまい、保育需要と供給のミスマッチが起きている。
引き続き、市内全域で情報共有と連携を強化していく。

「(仮称) 逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

1 乳児等通園支援事業について

乳児等通園支援事業とは、ひと月あたり一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園制度です。6か月以上満3歳未満のこども（保育所等に入園している場合を除く）を利用対象として適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

2 条例制定の経緯

本事業は、国の『こども未来戦略方針』（令和5年6月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、「こども誰でも通園制度」の名称で創設されました。令和6年度に試行的事業が国の定める実施要綱に基づき全国118自治体で実施され、令和7年度に児童福祉法（以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法に基づき制度化されました。事業を実施するためには、国の定める基準（内閣府令）に基づく条例の制定が必要となります（法第34条の16）。

3 条例の概要

(1) 制定する条例の名称

「(仮称) 逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」

(2) 条例制定における基本的な考え方

国の定める設備及び運営基準（内閣府令）は、法の基本理念に即したものであることから、本市の条例は、原則、内閣府令に定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の通りとしたうえで、独自の暴力団排除に関する規定を追加するものとします。

従うべき基準	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることが許容される基準
参酌すべき基準	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準

(3) 国の定める設備及び運営基準（内閣府令）の内容

条	項目	国の示す基準	基準の 類型
第5条	事業者の一般原則	①利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ②地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参

第5条	事業者の一般原則	<p>③自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>④定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>⑤事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>⑥事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	参
第6条	非常災害	<p>①軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。</p> <p>②少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。</p>	参
第7条	安全計画の策定等	<p>①利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>③利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	従
第8条	自動車を運行する場合の所在の確認	<p>①利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>②送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車の際にこれを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。</p>	従

第9条	職員の一般的条件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参
第10条	職員の知識及び技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参
第11条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	参 ※職員の部分は従
第12条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従
第13条	虐待等の防止	職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従
第14条	衛生管理等	①利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。 ③事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参
第15条	食事	食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従
第16条	内部の規定	次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ①乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 ②その提供する乳児等通園支援の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容	参

第 16 条	内部の規定	<p>④乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日</p> <p>⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>⑦乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>	参
第 17 条	帳簿	事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参
第 18 条	秘密保持等	<p>①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	従
第 19 条	苦情への対応	<p>①利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	参

条	項目	国の示す基準		基準の 類型
		一般型乳児等通園支援事業	余裕活用型乳児等通園支援事業	
第 20 条	事業の区分	右に該当しないもの	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）を行う事業所において、利用児童数が利用定員に満たない場合、その差の人数を上限として行うもの。	従

第21条 ・ 第25条	設備 の 基準	保育 室等	【0～1歳児】 乳児室 又はほふく室	1.65㎡/人以上 3.3㎡/人以上	施設又は事業所（保 育所、認定こども園 又は家庭的保育事業 等（居宅訪問型保育 事業を除く））ごとの 基準による。				
			【2歳児以上】 保育室又は遊戯 室	1.98㎡/人以上					
		その 他	①便所を設けること。 ②保育室等には、乳児等通園支援の提 供に必要な用具を備えること。 保育室等を二階に設ける建物は、次の (1)、(2)及び(6)の要件に、保育室等を三 階以上に設ける建物は、(1)から(8)に掲 げる要件に該当するものであること。 (1)建築基準法上の耐火建築物又は準耐 火建築物であること。 (2)保育室等が設けられている階に応 じ、以下の施設又は設備が設けられて いること。						
			階	区分			施設又は設備		
			二階	常用			屋内階段		
							屋外階段		
				避難用			建築基準法施行令に 規定する構造の屋内 階段		
							待避上有効なバルコ ニー		
							建築基準法に規定す る準耐火構造の屋外 傾斜路又はこれに準 ずる設備		
							屋外階段		
三階	常用	建築基準法施行令に 規定する構造の屋内 階段							
		屋外階段							
	避難用	建築基準法施行令に 規定する構造の屋内 階段							
一般型 は参 ※調理 設備の 部分は 従 余裕活 用型は 従									

第 21 条 ・ 第 25 条	設備 の 基準	その 他			建築基準法に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備				
					屋外階段				
			四階 以上 の階	常用	建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段				
					建築基準法施行令に規定する構造の屋外階段				
				避難用	建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段				
					建築基準法に規定する耐火構造の屋外傾斜路				
					建築基準法施行令に規定する構造の屋外階段				
			<p>(3)上記設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等の各部分からその設備に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。</p> <p>(4)調理設備を設ける場合には、調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。</p> <p>※スプリンクラー設備等が設けられている場合や調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合を除く。</p> <p>(5)壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(6)乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>						

			(7)非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 (8) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。		
第22条・第25条	職員	従事者	①保育士 ②乳児等通園支援に従事する職員として研修を修了した者 ※1事業所につき従事者2人を下ることはできない。	施設又は事業所（保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く））ごとの基準による。	従
		配置	0歳児 おおむね3:1以上 1～2歳児 おおむね6:1以上 ①従事者の半数以上は保育士であること。 ②従事者は、専ら乳児等通園支援事業に従事する者であること。 ただし、(1)保育所等と一体的に運営され、保育所等の職員による支援を受けることができ、専ら乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき、(2)利用乳幼児が3人以下で、保育が現に行われている保育室等において乳児等通園支援事業が実施され、保育所等の保育士による支援を受けることができるときは、専ら従事する職員を1人とすることができる。		
第23条・第26条	乳児等通園支援の内容		保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。		従
第24条・第26条	保護者との連絡		事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。		参

条	項目	国の示す基準	基準の 類型
第 27 条	電磁的記録	<p>事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの のうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されて いる又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面 に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で作られる記録であつ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。） により行うことができる。</p>	参

【こども誰でも通園制度とは】

1. 利用対象：保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童
2. 利用できる時間：月10時間まで
3. 利用者が施設に支払う額：標準300円／1時間
4. 実施施設への給付額：0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円（1時間あたり）
※令和7年度現在
5. 実施対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、認可外保育施設等

詳細は子ども家庭庁HPをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

【逗子市としての今後のスケジュール（予定）】

大項目	中項目	R7年度									R8年度
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実施施設関係	実施意向のある施設等と個別相談	→									随時
	認可申請受付								→		
	子ども・子育て会議にて意見聴取 / 審査・認可									●	
	実施開始										
利用者関係	利用申請受付								→	→	→
	認定証交付									→	→
	利用開始										→
制度設計関係	子ども・子育て会議にて審議	●									
	パブリックコメント	→									
	設置基準に関する条例案を上程							●			
	認可要綱等制定								●		

令和 7 年度子ども・子育て会議年間スケジュール（案）

4月	
5月	
6月	
7月	・第 1 回会議（7 月 2 日(水)10：00～） （子ども・子育て支援施策の令和 6 年度実績報告、令和 7 年度会議開催スケジュール概要及び（仮称） 逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について）
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	・第 2 回会議（乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取について 他）

(仮称) 逗子市こども基本条例制定に向けて

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

- 子どもの権利条約：（平成元年11月第44回国連総会にて採択され、日本は平成6年4月に批准した。）
- 子どもの権利条約と子どもの権利に関する条例との関係：（子どもの権利条約批准後、条約の理念を踏まえ、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例が制定されている。）

こどもに関する条例の種類

- 青少年の健全育成に関する条例
 - 子ども・子育て支援に関する条例
 - 子どもの権利に関する条例
 - 子どもに関する個別の条例
- （出典：地方自治研究機構ホームページより）

これからの検討事項

- 逗子市としてのこども基本条例のありかた
- 子どもや若者の意見をどのように取り入れるか
- その他